

○建築基準法施行令第百三十六条の十第三号ハの規定に基づくその屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認める屋根の基準

(平成五年六月二十四日)

(建設省告示第千四百三十五号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十六条の十第三号ハの規定に基づき、その屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認める屋根の基準を次のように定める。

水平投影面積一平方メートルの屋根の部分(一階部分の誘導車路の上部にある部分を除く。以下「当該部分」という。)ごとに、当該部分に設けられた孔の面積の合計(以下「孔面積」という。)が、次の式に適合すること。

$$S \leq 0.4H - 0.6$$

(この式において、S及びHはそれぞれ、次の数値を表すものとする。)

S 孔面積(単位 平方メートル)

H 一階の天井の高さ(単位 メートル)

附 則

この告示は、平成五年六月二十五日から施行する。